



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 8 号 の 2

平成24年(2012年)2月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
規 則	
金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1

規 則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第2号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の次に次の1条を加える。

(指定代理納付者による納付)

第19条の3 企業出納員は、地方自治法（昭和22年法律第167号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）による納付の承認をした場合は、直ちに納入義務者に対して当該承認をした旨の表示をした納入通知書を交付しなければならない。

2 前項の場合において、指定代理納付者が当該承認に係る収入を納付したときは、同項の納入通知書を第18条第1項の領収証書とみなす。

3 第1項の場合において、企業出納員は、次の形式の承認印を使用するものとする。



丸型ゴム印日付回転式
径2.5cm

附 則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

平成24年(2012年)2月21日 印刷
平成24年(2012年)2月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄